第1章 計画の基本方針

1 計画策定の趣旨

本計画は、静岡県の地域福祉を取り巻く現状と課題を踏まえながら、本会が地域福祉推進の多彩な主体と共に、今後、5年間で重点的に取り組む推進事項を明らかにするものです。

- (1) 市町社会福祉協議会をはじめ、福祉・保健・医療等幅広い関係機関・団体と 連携・協働して本県の地域福祉を推進するための指針を明確化
- (2) 静岡県社会福祉協議会の果たすべき役割・目標・重点事業等を明確化
- (3)地域福祉の推進主体としての静岡県社会福祉協議会の経営基盤強化方策を明確化
- (注)社会福祉協議会(*)…以下「社協」

2 計画の推進期間

平成27年(2015年)4月から平成32年(2020年)3月までの5か年とします。

3 計画の推進主体

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会(以下「県社協」) (静岡県、市町社協をはじめ、関係機関・団体と連携・協働のもと推進します。)

4 計画の進行管理

本計画の実効性を確保するため、毎年度、目標達成度や事業の進捗状況・成果などを、企画調査委員会の助言を得ながら具体的に評価・分析し、計画の進行管理を行います。

また、計画の3年次にあたる平成29年度(2017年度)に事業の進捗状況・成果や社会情勢等を踏まえ、全体的な見直しを行います。

めざす福祉社会の姿

"共生・支え合い"による地域社会の実現



めざす福祉社会の実現に向け、

具体的な計画の作成 (Plan) →事業の実施 (Do)、事後評価 (Check) →改善 (Action) の PDCA サイクルにもとづき、スパイラルアップ (段階的かつ継続的な発展) を図っていきます。

- ・不具合があれば応急処置
- ・常に良い結果が得られるよう 再発防止策を実施する

改善

- 評価
- ・事業の結果を確認・反省する

- ・事業の目標を決める
- ・目標を達成する方法を 6W3Hで決める





- 6W3Hの計画を徹底
- ・仕事を行う